

2019年9月吉日

お客様 各位

一般財団法人化学研究評価機構  
高分子試験・評価センター

### 消費税法改正に伴う消費税率の取扱について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

高分子試験・評価センターでは、消費税法改正に伴い、消費税の対象となっております試験検査業務につきまして、消費税率引き上げに伴う「経過措置」\*1により、消費税率の取扱いは下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

また、手数料は、依頼試験申請書に記載のとおり原則前納となっております。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 2013年10月1日から2019年3月31日までに受け付けた試験検査業務につきましては、消費税率引き上げの施行日である2019年10月1日に業務が完了\*2していない場合であっても、消費税率8%が適用されます。
2. 2019年4月1日以降に受け付けた試験検査業務につきましては、2019年9月30日までに業務が完了した場合には消費税率8%が適用され、2019年10月1日以降に業務が完了した場合には消費税率10%が適用されます。
3. 2019年10月1日以降に受け付けた試験検査業務につきましては、消費税率10%が適用されます。

高分子試験・評価センターでは、2019年9月1日以降の受付より、上記の経過措置及び試験検査業務の標準的な処理期間\*3を考慮して、事前にご連絡した試験完了予定日（報告書発送予定日）が2019年9月30日以前の試験検査業務の手数料については、消費税率8%を適用してご請求致します。

また、事前にご連絡した試験完了予定日（報告書発送予定日）が2019年10月1日以降の試験検査業務の手数料については、消費税率10%を適用してご請求致します。ただし、2019年9月30日までに業務が完了\*2した場合は上記2.が適用されますので、消費税率の差額2%をご返金いたします。

なお、報告書発送時に、再度、正しい消費税率を適用した請求書を同封し送付致します。

以上

\*1 経過措置については、国税庁消費税室公表資料「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】」（平成30年10月）をご覧ください。試験検査業務は問19の「その他の請負に類する契約」に該当します。

\*2 業務完了日とは、以下の発送日をいいます。

- ・試験検査業務にあつては報告書を発送した日

\*3 標準的な処理期間とは、申請受付から業務完了までの弊センターの業務処理日数のことで、およそ2週間程度です（ただし、長期間にわたる試験については除く）。また、試験検査の内容によっては業務完了までの期間が異なりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

#### 手数料に関するお問い合わせ先

一般財団法人化学研究評価機構

高分子試験・評価センター 総務グループ

東京事業所 担当：三村

TEL：03-3527-5115 FAX：03-3527-5116

大阪事業所 担当：岩倉

TEL：06-6788-8134 FAX：06-6788-7891